

## 議 事 日 程 (第1号)

令和3年9月2日(木曜日) 午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報 第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第5 報 第13号 健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報 第14号 資金不足比率の報告について
- 日程第7 報 第15号 放棄した債権の報告について
- 日程第8 請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願
- 日程第9 承 第6号 専決処分の承認について(令和3年度下呂市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第10 諮 第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 同 第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同 第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第13 議 第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第14 議 第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 第86号 下呂市観光交流センター条例について
- 日程第17 議 第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議 第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議 第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第22 議 第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第23 議 第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議 第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第25 議 第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第26 議 第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算

(第2号)

- 日程第27 議第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第30 議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第32 認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第33 認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算の認定について
- 日程第34 認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第35 認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算の認定について
- 日程第36 認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)決算の認定について
- 日程第37 認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)決算の認定について
- 日程第38 認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第39 認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第40 認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第41 認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第42 認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第43 認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

(追加日程)

追加日程第1 報第16号 委員長報告

---

#### 出席議員(14名)

議長	一木良一	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
10番	伊藤厳悟	12番	吾郷孝枝
13番	中島新吾	14番	中島達也

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	都 竹 基 己
会 計 管 理 者	熊 崎 美 津 恵	総 務 部 長	河 尻 健 吾
市 長 公 室 長	野 村 穰	教 育 委 員 会 長	吉 田 修
建 設 部 長	野 村 直 己	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
環 境 部 長	小 畑 一 郎	健 康 福 祉 部 長	今 瀬 成 行
金 山 病 院 長	加 藤 和 男	農 林 部 長	都 竹 卓
生 活 部 長	藤 澤 友 治	消 防 長	遠 藤 英 幸
金 山 振 興 長	澤 田 勤 之	萩 原 振 興 長	松 井 克 彦
下 呂 振 興 長	河 合 正 博	馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始
小 坂 振 興 長	中 原 則 之		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
-------------	---------	-----	-------

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これより令和3年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番 伊藤嚴悟君、12番 吾郷孝枝さんを指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（一木良一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの28日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は28日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

---

◎報第12号について（報告・質疑）

○議長（一木良一君）

日程第4、報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

おはようございます。

それでは、報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について御説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和3年9月2日提出。

事業報告及び決算につきましては、令和3年5月13日に開かれましたふるさと文化財団の理事会及び5月28日の評議員会で承認されたものでございます。

それでは、3ページからが令和2年度事業報告書及び収支決算書です。

4ページをお開きください。

事業報告でございます。

初めに、下呂交流会館指定管理事業でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でございました。年度が始まった直後の令和2年4月4日から、岐阜県の要請を受け、臨時休館をしました。後に緊急事態宣言も発出され、5月31日まで休館を継続しました。

続いて、年明け、令和3年1月16日から3月7日までは岐阜県に発出された2回目の緊急事態宣言のため、閉館時間を午後8時とする時短を行いました。

さらに、7月の豪雨災害も少なからず影響を及ぼしました。

これらにより、イベント等の中止、延期が相次ぎ、キャンセル件数は135件、人数にして3万4,248人に上りました。

一方で、利用者の皆さんの御協力をいただきながら感染対策を徹底し、「全国エコツーリズム大会in下呂市」など、大きなイベントを開催していただくことができました。

さらに、劇団四季出身の俳優らによる「かぶりっちょ」による無料コンサート、大手住宅メーカーの協賛をいただいた大阪交響楽団のコンサートを開催し、市民に憩いの時間を提供することができました。

5ページの一番下、ふるさと文化振興事業です。

基本財産運用収入によって実施するふるさと文化振興事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防のため、中止及び翌年度に延期をし、実績はございません。

6ページをお願いします。

6ページは理事会・評議員会の開催状況でございます。

7ページをお願いします。

7ページは、役員名簿でございます。

8 ページをお願いします。

8 ページから11ページは、令和2年度の実施事業の詳細でございます。

9 ページ、それから11ページでは、中止または延期した事業につきまして下線を引いておりますので御確認をいただきたいと思っております。

それでは、令和2年度の決算につきまして、13ページをお開きください。

財務諸表のうち、貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では、現金預金、未収金、つり銭準備金、合わせて1,746万9,345円、固定資産では、基本財産として、定期預金、投資有価証券、合わせて1億円となっております。以上、資産合計は1億1,746万9,345円となっております。

負債の部、流動負債では、未払金1,094万51円、これは指定管理料剰余金返還金の475万2,024円が主なものとなっております。未払消費税等の105万5,200円は、消費税の確定による金額となっております。これら全て負債の合計は1,207万2,751円となっております。

14ページをお願いします。

14ページは正味財産増減計算書となっております。

一般正味財産増減の部では、経常収益は、基本財産の受取利息、事業収益、主に指定管理料のほか、施設利用料やイベントの入場料などで、合計で1億4,197万2,423円となっております。事業や管理に要した経常費用の合計は1億4,077万3,676円なので、当期の経常増減額は119万8,747円となりました。この経常増減額は一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして正味財産期末残高が1億539万6,594円となっております。

15ページは今申し上げました14ページの明細でございまして、文化財団のふるさと文化振興事業、下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

16ページをお願いします。

16ページはこれまで説明申し上げました財務諸表に関する注記で、基本財産の内訳などとなっております。

18ページをお願いします。

18ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容となっております。

19ページが財団の監事によります監査報告書です。病欠により1名ですが、令和3年5月7日に監査をいただいております。

20ページをお願いします。

20ページからは令和3年度の事業計画書及び収支予算書となっております。

21ページは令和3年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画でございます。

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルスの感染対策を徹底しながら事業実施をまいります。

貸館では、実施済みではありますが、東京2020オリンピックの聖火リレー、合宿、ねんりんピック岐阜2021大会、東海4県スポーツ指導員研修大会等のほか、例年開催される大会、合宿、発表

会等が予定されております。

今後も、下呂温泉観光協会が中心となる誘致宣伝委員会におきまして情報共有を図るとともに、市外利用者の誘致を進めてまいります。

自主事業では、親子、家族を対象としたファミリーコンサート、実力派女優たちによる朗読劇、人気演歌歌手3人のコンサートなどを計画しております。

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業につきましては、市内の歴史などをテーマにした「ふるさと講座」、歴史的見どころを訪ねる「歴史探訪」などを例年どおり実施するほか、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化・芸術の定着を目指す団体等に対して、ふるさと文化振興助成金を活用して支援を行う予定としております。

22ページをお願いいたします。

22ページから26ページは、今年度の事業内容となっております。

27ページをお願いいたします。

令和3年度の収支予算書です。

28ページをお願いいたします。

28、29ページは、指定管理業務に係る令和3年度の収支予算書となっております。

事業活動収入としましては、指定管理料1億3,202万4,000円を含め合計で1億4,875万1,000円を見込みます。事業活動支出では、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費、人件費として1億4,875万1,000円が計上されております。

30、31ページを御覧ください。

こちらはふるさと文化財団の独自会計に係る収支予算書でございます。

これらの予算につきましては、3月11日の理事会、3月18日の評議員会で承認をいただいております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 伊藤巖悟君。

#### ○10番（伊藤巖悟君）

ただいま収支報告書並びに令和3年の予算の説明を受けましたけれども、コロナという異常事態の中でこういうような運営をしていくということは大変な苦労があったと、こういうふうに察します。

そこで、こういうような計画はそれぞれのところであろうかと思えますけれども、国からの助成とか、国からの支援とか、そういうものはあるのかなのか、説明いただきたい。お願いします。

○議長（一木良一君）

市長公室長。

○市長公室長（野村 穰君）

国からの支援、財団に対してはございませんので、全て市の財源の中で賄うことになっております。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第12号の報告を終わります。

---

### ◎報第13号及び報第14号について（報告・質疑）

○議長（一木良一君）

日程第5、報第13号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第14号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、議案書の33ページを御覧ください。

報第13号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和3年9月2日提出。

表を御覧ください。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、各会計とも実質収支が黒字、資金剰余金が生じている、または資金不足がない状態のため、それぞれ比率はございません。

次に、実質公債費比率は12.3%で、前年度より0.5ポイント改善しました。この比率は、平成30年度から令和2年度の単年度比率の3か年平均で算出するものでございます。また、国が示す早期健全化基準は25%であり、当市の比率は基準以下であり、現時点では適正な公債費の償還規模と言えます。

次に、将来負担比率は16.7%となり、前年度から0.8ポイント悪化しました。公営企業残高の減など改善された要因もありますが、悪化の主な要因は、基準財政需要額算入見込額が約11億8,000万円の減、財政調整基金などの充当可能基金が約7億5,000万円の減となったこととございます。しかし、国が示す早期健全化基準は350%であり、現時点では将来への財政圧迫の度合い

は高いものではない状態でございます。

引き続き、35ページをお開きください。

報第14号 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和3年9月2日提出。

表を御覧ください。

本来なら公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものでございますけれども、総務部で一括で報告をさせていただきます。

資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率であります。資金剰余金が生じている、または資金不足がないことから、令和2年度の資金不足比率については該当がないことを報告させていただきます。

以上、2件について報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

ただいま報告がありました報第13号及び報第14号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査が行われております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

#### ○監査委員（都竹基己君）

議長から発言のお許しをいただきましたので、令和2年度の下呂市の各会計の決算審査に基づく健全化判断比率の報告及び資金不足比率の報告をいたします。

この報告については、過日、今井能和監査委員と私、都竹とで審査を実施し、その結果となる令和2年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書を提出しております。その意見書に沿って説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1の下呂市監査基準に準拠している旨から第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、省略させていただきます。

第7. 審査の結果、審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

2ページをお願いいたします。

第8の(1)健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字そのものがありませんので横棒となっております。

実質公債費比率は、端的に申し上げれば、借入金である公債元利償還金額の財政負担の率であります。12.3%と、0.5%、5ポイント好転しております。これは、令和2年度では地方債の償還額が起債額を上回ったことによるものであります。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は25.0%であります。

また、将来負担比率は、単年度の財政規模に対し借入金である公債費など将来負担すべき額の割合であります、16.7%と、0.8%悪化しております。これは、公債費償還に充てることのできる財政調整基金が取り崩されたことなどによるものであります。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は350.0%であります。

次に、(2)資金不足比率の状況については、いずれの会計も資金不足額がないため横棒となっております。

なお、(2)資金不足比率の下水道事業特別会計につきましては、令和2年度から公営企業会計に移行しましたので斜線となっております。

以上、御報告いたします。

**○議長（一木良一君）**

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

14番 中島達也君。

**○14番（中島達也君）**

市長はじめ執行部の方にお聞きしたいんですが、自主財源が非常に少ない中で大変やりくり上手な財政運営をされていると思います。今回、コロナが長引いておりまして、また人口減、あるいは景気低迷という中で、来年度の見通しというものをどういうふうに捉えてみえるのか。

特にやりくり上手の中で非常に条件のいい起債もされておりますし、うまく財調なんかもやりくりされているというふうに判断しておりますが、要は来年度以降、この健全化という問題についてどのような見通しを持っておられるのか、その1点だけお聞きします。

**○議長（一木良一君）**

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

令和4年度の予算につきましては、今、もう既に取りかかっているところがございます。各部に使える一般財源を示しながら、その範囲内での予算編成を心がけてほしいということで、提出を今求めているところがございます。

また、将来的な負担比率等につきましても、当然総合計画の実施計画等を見ながら、有利な起債を活用しながら、無理のない財政運営ができるというようなことで、必要な基金を必要なときに取り崩すということは当然出てくるかと思っておりますけれども、財政計画をしっかりと立てながら向かっていきたいというふうに考えております。

**○議長（一木良一君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第13号及び報第14の報告を終わります。

---

#### ◎報第15号について（報告・質疑）

##### ○議長（一木良一君）

日程第7、報第15号 放棄した債権の報告について報告を求めます。

総務部長。

##### ○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の37ページを御覧ください。

報第15号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。令和3年9月2日提出。

下記の表を御覧ください。

放棄した債権は、市営駐車場使用料ほか4種類、放棄事由は、第1号、第4号及び第6号で、人数につきましては、合計で25名、件数につきましては、合計で86件、金額は、合計で72万8,577円でございます。放棄年月日は、それぞれ記載のとおりでございます。

放棄事由の概要につきましては、38ページ、次のページに掲載をしておりますので、御覧をいただきたいと思えます。

以上、報告とさせていただきます。

##### ○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第15号の報告を終わります。

---

#### ◎請願第2号について（委員会付託）

##### ○議長（一木良一君）

日程第8、請願第2号 生理用品を小中学校トイレに常備することを求める請願を議題といたします。

本件については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務教育民生常任委員会に付託いたします。

---

◎承第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第9、承第6号 専決処分の承認について（令和3年度下呂市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

承第6号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の39ページをお開きください。

承第6号 専決処分の承認について（令和3年度下呂市一般会計補正予算（第8号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。  
令和3年9月2日提出。

提案理由でございます。令和3年8月14日から15日の豪雨により発生した災害に対する応急対応や復旧に向けて直ちに措置が必要な経費について、早急に補正対応する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

40ページをお願いします。

令和3年8月16日付の専決処分書でございます。

内容につきましては補正予算で説明をいたしますので、41ページをお願いします。

令和3年度下呂市一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも250億4,352万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

事項別明細書にて説明をいたしますので、44ページをお開きください。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は2億円の増額で、今回の補正に係る財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

45ページをお願いします。

歳出でございます。

上段は11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費で860万円の増額でございます。これは8月14日から15日の豪雨により被災した用排水路や農道、頭首工について、補助採択に向けて限られた期間に被災状況及び復旧事業費の確定報告をするために必要な測量設計調査費3か所分で660万円と、応急対応を行うことで速やかに原状復旧するために必要な重機借り上げ料や原材料支給費8か所分で200万円を増額するものでございます。

その下で3目林業施設災害復旧費は、4,750万円の増額でございます。これも同様に、8月14日から15日の豪雨により被災した林道38か所について、応急対策を行うことで速やかに原状復旧

するために必要な重機借り上げ料や原材料支給費を増額するものでございます。

その下で2項公共土木施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費で1億468万円の増額でございます。これも同様に、8月14日から15日の豪雨により被災した市道や河川について、補助採択に向けて限られた期間に被災状況及び復旧事業費の確定報告をするために必要な測量設計調査費で、河川4か所、道路3路線分で4,598万円と、次に46ページにまたがりませんが、市道・河川39か所の応急対応を行うことで速やかに原状復旧するために必要な土砂除去や応急対策などの委託費、5,870万円を増額するものでございます。

中段の5項その他公共公用施設災害復旧費、1目その他公共公用施設災害復旧費は、324万5,000円の増額でございます。これも同様に、8月14日から15日の豪雨により被災した、説明欄の上段で公園施設災害復旧事業は、しらさぎ緑地公園内の土砂や流木除去のための委託料247万5,000円の増額と、その下、高地トレーニング施設災害復旧事業は、濁河温泉クロスカントリーコースへの進入路の暗渠復旧に要する工事費、77万円を増額するものでございます。

下段の14款予備費は、今回の豪雨により市道等の除去等に既に充当した額を含め、今後の台風などの有事に備えることなどを考慮し、3,597万5,000円を増額するものでございます。

以上で、承第6号 専決処分の承認について（令和3年度下呂市一般会計補正予算（第8号））の説明を終わります。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第6号 専決処分の承認について（令和3年度下呂市一般会計補正予算（第8号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第6号については承認することに決定いたしました。

---

◎諮第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第10、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮第4号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

それでは、議案書の47ページをお開きください。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、氏名、上野久美子、住所、年齢については記載のとおりでございます。令和3年9月2日提出。

提案理由、人権擁護委員 上野久美子氏が、令和3年12月31日に任期満了となるため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は、上野久美子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第4号については、上野久美子さんを適任とすることに決定しました。

---

#### ◎同第2号及び同第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

日程第11、同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

同第2号及び同第3号について提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

それでは、議案書49ページをお開きください。

同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求めます。

記、氏名、小池利幸、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域、保健衛生。功績、学校医。令和3年9月2日提出。

提案理由でございますが、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めためたためでございます。

引き続きまして、51ページを御覧ください。

同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求めます。

記、氏名、滝晴子、住所、年齢については記載のとおりです。表彰領域、産業経済。功績、その他、特に功労顕著と認められる者でございます。令和3年9月2日提出。

提案理由、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるためでございます。

よろしく願いいたします。

##### ○議長（一木良一君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第2号及び同第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第2号及び同第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第2号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第2号については、同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第3号については、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第83号について（議案説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（一木良一君）

日程第13、議第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

議第83号について提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

ただいま上程されました議第83号の補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。新型コロナウイルスの第5波が猛威を振るう中、本市においては基本的な感染予防を市民の皆

様に呼びかけるとともに、特に若い世代の皆様にワクチン接種を受けていただけるよう取り組んでいたところでございます。

しかしながら、岐阜県も緊急事態措置の指定を受けることとなり、再度市民の皆様、そして事業者の皆様に活動の自粛や時短要請などの御協力をお願いせざるを得ない状況に至っております。

本市では、これまでもコロナ対策は切れ目なく対応を続けてまいりましたが、第5次総合対策に続き、現時点で対応が望まれる第6次総合対策を策定し、早急に対処する必要がある事業費や今後の終息局面を見据えた事業費について上程をさせていただきました。

1点目は、市民生活・社会経済活動の回復支援に係るもので、宿泊施設の経営継続のための支援、貸切りバスやタクシーなどの事業者への経営継続支援、市有施設の指定管理者への事業継続のための支援、地元応援商品券配布による市民生活と地域経済の活性化、ポストコロナ期を見据えた観光戦略の準備などがございます。

2点目は、コロナとともにある「新しい日常」に向けてに係るもので、新型コロナの注意喚起やお知らせ等を充実させ、保護者との連絡体制強化のための小・中学校こども園メール送信システムを導入させていただきます。

また、コロナ対策以外では、一般廃棄物最終処分場の早期完成に向け、直ちに対策を講じなければならない経費の増額を計上させていただいております。

なお、予算執行に当たりましては、しっかりと感染状況を見極めながら進めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては総務部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第83号について詳細説明を求めます。

総務部長。

#### ○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の53ページをお開きください。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,464万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも254億6,816万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によります。令和3年9月2日提出。

54ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

15款国庫支出金9,774万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補

正（第6号）後の予算未計上分4,720万7,000円、今年度の追加交付分36万9,000円と同交付金の事業者支援分として交付予定の5,016万4,000円で、コロナ第6次総合対策事業に充当するものでございます。

次に、19款繰入金2億8,400万円の増額は、今回の補正で財源調整のために財政調整基金から繰り入れるものでございます。

22款市債4,290万円の増額は、新最終処分場整備事業の追加工事に係る合併特例事業債でございます。

55ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費は1,132万3,000円の増額で、内訳として、コロナ対策として、本年5月16日から6月20日のまん延防止等重点措置期間の36日間の御嶽山五の池小屋ほか4施設の指定管理者への事業継続支援で334万6,000円の増額と、同じくコロナ対策として公共交通の一翼を担う貸切りバスやタクシー事業者への車両維持に係る支援として797万5,000円の増額でございます。

4款衛生費は1億8,404万円の増額で、1項保健衛生費は108万円の増額で、コロナ対策として飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者への事業継続支援。

2項清掃費は1億8,296万円の増額で、現在建設中の新最終処分場整備事業において埋立用の土の強度を高めるため、土壌改良を施す変更が生じたことによるものでございます。

7款商工費は2億2,618万2,000円の増額で、1項商工費は1億6,233万8,000円の増額で、コロナ禍における経済回復局面を見据え、市民生活と地域経済の下支えと回復支援として時期を見て実施するための地元応援商品券事業に係る補助金。

2項観光費は6,384万4,000円の増額で、内訳として、ポストコロナ期を見据え、観光受入れ体制をあらかじめ整えておくため、宿泊施設の経営継続支援として5,000万円の増額、市内の観光体験情報などを網羅した情報を一元管理できるウェブページ導入のための費用1,370万円の増額及びコロナ対策として水辺の館ほか1施設の指定管理者への事業継続支援14万4,000円の増額でございます。

10款教育費は283万5,000円の増額で、1項教育総務費は89万1,000円の増額で、コロナ禍の中、児童・生徒・園児の保護者との細かな連絡体制を確立するためのメール送信システムの導入費用。

5項保健体育費は194万4,000円の増額で、コロナ対策として上ヶ平サンビレッジほか2施設の指定管理者への事業継続支援でございます。

14款予備費は、歳入歳出額の財源調整として26万円を増額するものでございます。

56ページをお願いします。

第2表 地方債補正の変更でございます。

衛生債の環境衛生施設整備事業につきまして新最終処分場整備の変更に伴い、限度額を4,290万円増額変更するものでございます。

63ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込額で224億2,792万円となる見込みでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第83号については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第83号については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

休憩をいたします。再開は館内放送にてお知らせをいたします。

午前10時47分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、配付いたします。

[追加日程配付]

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております議事日程（第1号の追加1）、追加日程第1、報第16号 委員長報告を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議事日程（第1号の追加1）、報第16号 委員長報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎報第16号について

○議長（一木良一君）

追加日程第1、報第16号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第13、議第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 今井政良君。

○予算特別委員長（今井政良君）

委員会報告を申し上げます。

令和3年9月定例会初日におきまして当委員会に審査を付託されました議第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）について、午前10時55分から下呂庁舎3階第1会議室におきまして、議長及び13名の委員と市長をはじめ執行部、担当者の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件についての審査結果は、全会一致で可決すべきものと決しました。

本件における審査結果は、補正内容の主なもので、新型コロナウイルス感染症対策事業、市民1人5,000円の地元応援商品券配布事業に係る経費1億6,233万円を含め総額2億4,052万9,000円、財源としまして、地方創生臨時交付金9,774万円が充当されます。

最終処分場建設事業としまして、掘削土の埋め戻しの際に、土質強度をはかるための土壌改良費として1億8,296万円の増額などが盛り込まれています。

審査の内容につきまして、一部を紹介させていただきます。

まず最初に、地域公共交通事業支援事業につきましては、コロナ感染拡大の影響を受け、利用者等の激減により維持管理をしていただくためにも車両の車検代等に係る費用の一部、2分の1相当ではありますが、それを助成するものであります。

また、地元応援商品券につきまして、消費拡大のためにプレミアム商品券にしてはというような委員からの問いに対しまして、以前行った際、還元率が50%台というような課題もあり、前回と同様、1人5,000円を10月1日現在の住民基本台帳を基に全戸に配布するとの答弁をいただきました。利用店舗につきましても前回と同様であり、利用期間につきましては、10月末から来年1月末の予定と答弁をいただきました。

教育ネットワーク管理費のメール送信システム内容につきましての問いに対しまして、現在、下呂市で行っているメールについては送信のみであり、ファイルの添付ができない状態であります。今回のメール送信システム導入によりまして、ファイルの添付及び教育委員会からの一括配信、また管理体制が行える、子供たちの健康管理もこのシステムを活用して行えるとの答弁もいただきました。対象につきましては、3,000名の入力可能なシステムでありまして、こども園児・児童・生徒の保護者とのきめ細かい連絡体制を確立できるとの答弁をいただきました。

このような回答をいただきまして、また委員からも様々な御意見をたくさんいただき、慎重に審査をいたしました。活発な意見や質問があったことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

---

◎議第83号について（質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第83号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第83号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議第84号から議第90号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

##### ○議長（一木良一君）

日程第14、議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第86号 下呂市観光交流センター条例について、日程第17、議第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、以上7件を一括議題といたします。

初めに、議第84号及び議第85号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

##### ○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の65ページをお開きください。

議第84号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でございます。普通財産となった旧学校施設の活用に伴う貸付け及び譲渡による収入

を、今後必要な学校整備経費の財源に充てる下呂市学校教育施設整備基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で説明をいたします。

67ページをお開きください。

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)積立基金として下呂市学校教育施設整備基金を追加します。第3条関係でござ

います。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でござい

ます。引き続き、69ページをお願いします。

議第85号 下呂市税条例の一部を改正する条例について。

下呂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でござい

ます。軽自動車税（種別割）の賦課期日である4月1日現在の軽自動車等の取得・廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るとともに、納税義務者の納付期間を十分確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で説明いたします。

71ページをお開きください。

下呂市税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)4月1日から同月30日までの納期を、5月1日から同月31日までに改めます。

第83条第2項関係でござい

ます。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でござい

ます。以上2議案、御審議のほどよろしくお願

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第86号について提案理由の説明を求め

ます。

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の73ページをお願いします。

議第86号 下呂市観光交流センター条例について。

下呂市観光交流センター条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でござい

ます。下呂市観光交流センターを設置するに当たり、施設の目的、管理運営等に関し必要な事項を定めるため、当該条例の制定をするものでござい

ます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

79ページをお開きください。

下呂市観光交流センター条例要綱。

1. 制定理由は、提案理由と同様でございますので省略させていただきます。

2の概要、(1)設置、下呂市の観光情報等の提供及び案内機能の充実を図り、市民と観光客等との交流の場を提供するとともに、本市の観光の振興、地域経済の発展、災害時の観光客の安全に寄与するため、下呂市観光交流センターを設置します。第1条関係でございます。

(2)名称及び位置、施設の名称、位置、構成を定めます。第2条関係、第3条関係でございます。

(3)事業、施設が行う事業を定めます。第4条関係でございます。

(4)指定管理者の管理、手続、業務、責務、指定管理者の管理、手続、業務、責務など指定管理者に求める事項について定めます。第5条、第6条、第7条、第8条関係でございます。

(5)利用時間、施設の利用時間について、観光案内所及び地域交流室は午前9時から午後5時までとします。第9条関係でございます。

(6)休館日、休館日は設けないものとします。ただし、必要があると認めた場合は、市長の承認を得て休館日を設けることができるものとします。第10条関係でございます。

1枚めくっていただきまして、(7)利用の許可・取消し・利用権の譲渡等の禁止、地域交流室を占用し利用しようとする者の許可、または利用許可の取消し及び利用権の譲渡等の禁止について定めます。第11条、第12条、第13条関係でございます。

(8)利用料、利用料の額は、別表に定める額の範囲内のものとします。また、施設の利用料は、指定管理者の収入とします。第14条関係でございます。

(9)利用料の減免、施設の利用料の減額及び免除する事項について定めます。第15条関係でございます。

(10)特別の設備、利用者は、特別の設備をし、もしくは施設に変更を加え、または備付け以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならないものとします。第16条関係でございます。

(11)原状回復の義務、施設の利用を終了したときは、当該施設を原状に回復するものとします。第17条関係でございます。

(12)損害賠償、利用者及び入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときには、やむを得ない理由があるときを除き、その損害を賠償しなければならないものとします。第18条関係でございます。

(13)委任、条例の施行について、必要な事項は規則で定めるものとします。第19条関係でございます。

(14)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(15)指定管理者の指定の手続等の行為については、条例の施行日前においても行うことができるものとします。附則第2項関係でございます。

81ページでございます。

(16)利用の許可の申請その他施設を利用するために必要な手続及び利用料の承認、減免するた

めの手続は、条例の施行の日前においても行うことができるものとします。附則第3項関係でございます。

(17)観光交流センターの設置に伴い、阿多野湯けむり広場は廃止するため、湯けむり広場条例の一部を改正します。附則第4項関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第87号から議第89号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、議案書の83ページをお開きください。

議第87号 下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でございますが、下水道事業受益者負担金の賦課徴収について、下水道整備事業がおおむね完了したことに伴い、合併前の旧町から継続されてきた取扱いの一部を市内統一して運用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をいたしますので、86ページを御覧ください。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)賦課対象区域の公告について、条文の記載を改めます。第7条、第8条関係でございます。

(2)前納報奨金の交付を廃止し、それに伴う条番号の改正をします。第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の87ページをお願いいたします。

議第88号 下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でございますが、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金の賦課徴収について、特定環境保全公共下水道整備事業がおおむね完了したことに伴い、合併前の旧町から継続されてきた取扱いの一部を市内統一して運用するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をいたしますので、92ページをお願いいたします。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)受益者分担金の額について、各地区の分担金の金額を統一します。第4条関係でございます。

(2)前納報奨金の交付を廃止し、それに伴う条番号の改正をします。第6条、第7条、第8条、第9条関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の93ページをお願いいたします。

議第89号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でございますが、下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例に基づく下呂市上下水道運営委員会並びに下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく下呂市廃棄物減量等推進審議会の委員報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をさせていただきますので、96ページをお願いいたします。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)学識経験者の報酬を追加し、それ以外の委員の報酬と区分します。別表関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上で3議案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

続いて、議第90号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

#### ○消防長（遠藤英幸君）

それでは、議案書の97ページをお開きください。

議第90号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年9月2日提出。

提案理由でございます。手数料に係る運用及び条文の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

99ページをお開きください。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)見出し及び条文中の「納付」並びに「納め」を「徴収」に改め、語句を統一します。第3条、第4条、第5条関係でございます。

(2)手数料の徴収時期を「申請の時」から「申請に係る書類の交付まで」に改めます。第3条関係でございます。

(3)見出しの「郵送」を「郵便」に、条文中の「証明書」を「許可証その他の書類」に改めます。第4条関係でございます。

(4)手数料の還付に関する規定を追加します。第5条関係でございます。

(5)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本7件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第84号から議第90号までの7議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

---

◎議第91号から議第101号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第21、議第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第22、議第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第23、議第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第24、議第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第25、議第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第26、議第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第27、議第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第28、議第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第30、議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第31、議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上11件を一括議題といたします。

初めに、議第91号から議第101号までの11議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第91号から議第101号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、第6次総合対策を含む新型コロナウイルス感染症対策への対応予算、今後の行財政運営を見据えた財政調整基金留保などの整理、第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業について予算計上しております。

新型コロナウイルス感染症対策では、コロナとともにある「新しい日常」に向けてとして、第5波が猛威を振るう中、さらなるワクチン接種率の向上を目指して取り組むため、医療機関への追加支援や接種追加日程による経費の増額などを計上しております。

今後の行財政運営を見据えたでは、令和2年度決算による繰越金の分析や令和3年度の普通交付税の交付決定額を含め、今後の見込みを立てながら財政調整基金について基金からの繰入れ、基金への積立てを総合的に調整し、基金の温存に努めるよう予算計上をしております。

次に、第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業といたしまして、1つ、災害防止に向けた下呂地域森地内黒戸谷改修のための設計費、1つ、萩原踏切拡幅に向けた測量調査費、1つ、子育て支援として実施中の紙おむつ処分用ごみ袋の追加支給、1つ、金山病院当直医師不足を補うための経費、1つ、高齢者介護施設の災害対応機器や介護労働力省力化機器の導入に係る支援、1つ、学校部活動の新たな試みへとつなげるためのモデル実証経費、1つ、やすらぎセンター四美や旧馬瀬中学校の譲渡に向けた登記などの事務費、1つ、ふるさと寄附金目標額の上方修正による返礼品やポータルサイト増設のための経費、1つ、経年劣化による水道施設の維持管理、修繕、1つ、森林環境譲与税を活用して取り組んでいる地域産材利用拡大や森林整備効率化促進による追加支援、森林整備意向調査や経営集積計画作成などの森林経営促進費の増額などを予算計上しております。

また、全会計に共通する補正として、令和2年度決算による繰越金の確定や、これに係る精算金の確定と会計間の繰入れ、繰り出しの調整などが主な内容でございます。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第91号から議第93号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

#### ○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第91号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,982万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも261億1,798万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。令和3年9月2日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

10款地方特例交付金399万9,000円の増額は、自動車税、軽自動車税の環境性能割による減収の

補填など、交付額が確定したことによるものでございます。

11款地方交付税 6 億9,574万3,000円の増額は、人口減少補正による地域振興費など算定経費の増額、地域デジタル社会推進費の皆増など、交付額が確定したのものによるものでございます。

15款国庫支出金7,114万1,000円の減額は、1 億1,642万5,000円の増額と高齢者介護事業所の防災改修支援により1,546万円の増額はあるものの、道路橋梁整備に係る防災・安全交付金が9,532万6,000円の減額、都市計画整備に係る社会資本整備総合交付金が9,366万3,000円減額となる交付決定があったことが主な内容でございます。

16款県支出金3,605万8,000円の減額は、高齢者介護事業所の介護ロボット導入支援により1,596万円の増額はあるものの、前年度繰上げ交付となったことによる農業次世代人材投資事業費補助金1,575万円の減額、スクール・サポート・スタッフ配置事業の交付決定による1,156万4,000円の減額、5月豪雨災害査定により欠格となった林業施設災害復旧費補助金が3,116万3,000円減額になったことなどが主な内容でございます。

19款繰入金 5 億3,675万1,000円の減額は、令和 2 年度決算に伴い、特別会計への繰出金の精算による戻入れが介護保険事業特別会計をはじめ 4 会計で3,924万9,000円の増額となったものの、普通交付税の増額により財政調整基金からの繰入金を 5 億7,100万円減額することができたことが主な内容でございます。

3 ページをお願いします。

20款繰越金 8 億4,037万1,000円の増額は、令和 2 年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

21款諸収入7,300万5,000円の増額は、下呂テニスコート整備に伴うスポーツ振興くじ助成金が750万2,000円減額となったものの、下呂交流会館指定管理料の令和 2 年度精算による返還分として475万2,000円増額、後期高齢者医療療養給付費負担金の令和 2 年度精算分として6,661万6,000円増額となったことが主な内容でございます。

22款市債 3 億1,288万4,000円の減額は、臨時財政対策債発行可能額決定により 2 億1,008万4,000円の減額、道路橋梁整備や都市計画整備に係る国庫支出金の交付決定に伴い、事業見直しや財源更正を行うことにより土木債が8,880万円の減額、5月豪雨災害査定により欠格となった林業施設災害復旧債が2,810万円減額となったことが主な内容でございます。

4 ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費は、7 億7,923万1,000円の増額でございます。コロナの影響により中止した夏まつりの負担金など938万2,000円は減額となりますが、一方、公の施設の譲渡に向けた登記経費として495万9,000円の増額、令和 2 年度決算に伴う繰越金の財政調整基金への法定積立金 6 億6,754万8,000円の増額や、未充当の公共事業基金の積み戻し1,611万6,000円の増額、ふるさと寄附金推進目標の上方修正による推進経費として8,212万6,000円の増額、旧金山病院跡地利用のための整備費1,388万6,000円の増額をすることが主な内容でございます。

3 款民生費は、8,925万9,000円の増額でございます。高齢者介護施設事業者が実施する非常用発電機整備や介護ロボット導入に対する支援として3,142万円の増額、過年度精算による国・県への返還金で福祉医療費助成事業が3,284万2,000円、生活保護費が766万1,000円、それぞれ増額、本年度の生活保護に係る医療扶助費の増加見込みにより1,000万円の増額などが主な内容でございます。

4 款衛生費 1 億32万8,000円の増額は、コロナ第 6 次総合対策のワクチン接種促進に向けた、医療機関への追加支援を含むワクチン接種日程の追加に伴う増額9,507万6,000円が主な内容でございます。

6 款農林水産業費は、1,346万7,000円の増額でございます。農業費では、前年度繰上げ交付となったことによるアグリチャレンジサポート事業が1,575万円減額となるものの、林業費では公共森林作業道開設支援事業で対象路線の増加による補助金が369万6,000円の増額、自伐林家型地域森林整備事業要望の増加による補助金が368万4,000円の増額、下呂の森が育んだ木の家推進事業の申請増加による補助金が543万円の増額、森林意向調査による森林経営集積計画作成が増えることにより委託料が1,587万7,000円増額となることなどが主な内容でございます。なお、林業費の増額には森林環境譲与税の活用を見込んでおり、その相当額726万3,000円を森を育て活かす基金への積立てを減額いたします。

7 款商工費は2,051万5,000円の減額で、コロナの影響により中止となった下呂温泉まつり負担金が1,156万3,000円の減額、同じく映画撮影が本年度中止になったことにより実行委員会負担金を1,085万7,000円減額することが主な内容でございます。

8 款土木費は、2 億7,305万6,000円の減額でございます。新規事業として、萩原踏切道拡幅事業990万円、下呂地域森地内黒戸谷河川改修事業820万円を増額及び本年 4 月の火災により被災した市営小川住宅改修事業として656万7,000円を増額する一方、国庫補助金の内示により事業を減額、見直しする必要がある防災・安全交付金道路事業と防災・安全交付金交通安全事業で 1 億1,500万円、社会資本整備総合交付金事業 1 億7,500万円、住宅・建築物安全ストック形成事業 883万7,000円などが大幅に減額となることなどが主な内容でございます。

5 ページをお願いします。

10 款教育費は1,110万3,000円の減額で、スクールバス更新車両を老朽度合いにより変更したことによる867万4,000円の減額、スクールバス運行委託の入札差金540万円の減額が主な内容でございます。

11 款災害復旧費は、2,622万6,000円の減額でございます。令和 2 年 7 月豪雨の災害復旧事業に対する市単独災害復旧事業の追加により3,250万円を増額するものの、本年 5 月の豪雨による林業施設災害査定において欠格となった林道 1 路線の復旧事業費6,232万7,000円を減額することが主な内容でございます。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正でございます。臨時財政対策債発行可能額決定により総務債を 2 億1,008

万4,000円減額、道路橋梁整備や都市計画整備に係る国庫支出金の交付決定に伴い、事業見直しや財源補正を行うことにより土木債を8,880万円減額、本年5月の豪雨災害査定により欠格となった林業施設災害復旧債を2,810万円減額するほか、事業費の見直しなどにより限度額を変更させていただくものでございます。

7ページからは今ほど申し上げました歳入歳出予算補正の事項別明細書でございます。

少し飛びますが、40ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

表の最下段の比較欄を御覧ください。

その他の特別職の職員数は20人の増、報酬は39万6,000円の増額で、廃棄物減量等推進審議会の開催によるものでございます。

41ページは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬は202万8,000円の増額で、コロナワクチン接種日程の追加に伴い、会計年度任用職員の任用期間を延長することによる増額が主な内容でございます。職員数、手当等については変更はございません。

43ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込額で、221億1,503万6,000円となる見込みでございます。

以上で、令和3年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

引き続き、45ページをお願いします。

議第92号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和3年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,974万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも34億5,451万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年9月2日提出。

46ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

1款国民健康保険税2,814万5,000円の増額は、国民健康保険税の本算定によるもので、被保険者の所得が予算で見込んでいたときより落ち込みがなかったためでございます。

9款繰入金2,814万5,000円の減額は、保険税増額による国民健康保険基金からの繰入れを減額するものでございます。

10款繰越金6,974万4,000円の増額は、令和2年度繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出でございます。

5 款基金積立金5,118万3,000円の増額は、令和2年度繰越金6,974万4,000円のうち、収支調整後を基金に積み立てるものでございます。

7 款諸支出金1,839万5,000円の減額は、保険給付費等交付金確定に伴う県への返還金でございます。

47ページからは歳入歳出予算補正の事項別明細書となります。

以上で、令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。

引き続き、51ページをお願いいたします。

議第93号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,220万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも5億6,292万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年9月2日提出。

52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

5 款繰越金1,117万3,000円の増額は、令和2年度の繰越金確定によるものでございます。

下段は歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金973万2,000円の増額は、令和2年度の普通徴収分の保険料を広域連合に支払うものでございます。

5 款諸支出金246万9,000円の増額は、一般会計から繰り入れた事務費分の精算を一般会計へ返還するものでございます。

53ページからは歳入歳出予算補正の事項別明細書となります。

以上で、令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

3 議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

続いて、議第94号から議第96号までの3議案について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（今瀬成行君）

補正予算書57ページをお開きください。

議第94号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,243万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,936万9,000円とするもので

ございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和3年9月2日提出。

それでは、58ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、7款繰越金は、令和2年度決算確定により1,243万7,000円の増額となっております。

下段の歳出でございます。

主な内容につきまして、6款諸支出金、1項繰出金は1,243万7,000円の増額で、令和2年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

59ページからは事項別明細書でございます。

引き続きまして、63ページをお開きください。

議第95号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,451万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,762万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和3年9月2日提出。

それでは、64ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、10款繰入金は、認定調査費の増額に伴う155万2,000円の増額。

11款繰越金は、令和2年度決算確定により8,283万5,000円の増額となっております。

65ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主な内容につきまして、1款総務費、1項総務管理費145万7,000円の増額は、介護認定調査員用のパソコン更新による増額でございます。

7款基金積立金4,524万9,000円の増額は、繰越額から国・県償還金などを除いた分を基金に積み立てるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金2,113万2,000円の増額は、令和2年度介護給付費負担金の精算による国県支出金の返還金。

3項繰出金1,645万4,000円の増額は、令和2年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

67ページからは事項別明細書でございます。

引き続き、73ページをお開きください。

議第96号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和3年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億566万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和3年9月2日提出。

それでは、74ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、8款繰越金の増額は、令和2年度決算確定による788万9,000円の増額でございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

主な内容につきまして、6款諸支出金、1項繰出金788万9,000円の増額は、令和2年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

75ページからは事項別明細書でございます。

以上で、3特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

続いて、議第97号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

**○下呂振興事務所長（河合正博君）**

それでは、79ページをお開きください。

議第97号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

令和3年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも373万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和3年9月2日提出。

それでは、80ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

第3款繰越金は、前年度繰越金の額の確定により123万9,000円の増額です。

続いて、下段の歳出でございます。

第1款の総務費123万円の増額は、管理運営基金積立金の補正が主なものでございます。

81ページからは今ほど申し述べました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第98号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（吉田 修君）

補正予算書の85ページをお願いいたします。

議第98号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ423万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,876万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によります。令和3年9月2日提出。

86ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の2款繰越金423万1,000円は、前年度繰越金の増額で、歳出の1款学校給食費で賄材料費を同額増額補正をしております。

87ページからは事項別明細書でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（一木良一君）

続いて、議第99号及び議第100号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきますので、補正予算書の91ページをお願いいたします。

議第99号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度下呂市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用は604万6,000円を増額し、12億4,725万5,000円とするものでございます。

次に、第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,150万4,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億9,325万8,000円及び消費税資本的収支調整額1,824万6,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,738万8,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億9,818万2,000円及び消費税資本的収支調整額1,920万6,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は467万7,000円を増額し、3億6,371万9,000円とするものでございます。

次に、92ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

第1款資本的支出は1,056万1,000円を増額し、5億8,110万7,000円とするものでございます。

令和3年9月2日提出。

続きまして、93ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用604万6,000円の増額は、施設業務委託料として落合浄水場揚水管改修と濁河浄水場導水管改修及び仮設管撤去分を増額するものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

上段は資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項負担金100万円の増額は、下呂土木事務所発注の萩原町奥田洞地内の今井谷災害復旧工事におきまして水口橋の水道の添架管が支障となったため、災害復旧工事終了後、再度添架する工事の増額分でございます。

同じく資本的収入で4項補助金367万7,000円の増額は、昨年の7月豪雨で被災した小坂町門坂のジャコウ林道の橋梁に添架していた門坂簡易水道松尾浄水場送水配水管の災害復旧工事県補助金でございます。

下段は資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費1,056万1,000円の増額は、門坂簡易水道松尾浄水場送配水管橋梁添架工事及び水口橋上水道添架管再添架工事費の増額でございます。

95ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

続きまして、令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきますので、補正予算書の103ページをお願いいたします。

議第100号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和3年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款下水道事業費用は62万7,000円を増額し、21億8,353万6,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入は668万7,000円を増額し、8億2,349万5,000円とするものでございます。令和3年9月2日提出。

104ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

上段は収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用62万7,000円の増額は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道への加入による受益者負担金及び分担金の前納報奨金の増額でございます。

下段は資本的収入でございます。

1款資本的収入、2項負担金415万7,000円の増額は、公共下水道への加入増による受益者負担

金の増額でございます。

同じく資本的収入で、3項分担金253万円の増額は、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水への加入増による受益者分担金の増額でございます。

105ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

以上で、2議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

休憩いたします。再開は14時15分とさせていただきます。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

**○議長（一木良一君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議第101号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

**○金山病院事務局長（加藤和男君）**

それでは、補正予算書111ページをお願いいたします。

議第101号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、令和3年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を340万8,000円増額して15億1,028万1,000円といたします。令和3年9月2日提出。

112ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的支出の補正でございますが、1項医業費用、3目経費を340万8,000円増額いたします。増額の内容につきましては、当直医師確保のため、報償費と交通費、医師紹介サービス利用料を計上するものでございます。

113ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表等でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

ここで総務部長より発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

それでは、先ほど説明をいたしました議第91号、一般会計補正予算の2ページでございますけれども、10款の地方特例交付金399万9,000円の「増額」と説明をいたしましたけれども、正しくは「減額」でございます。

もう一点でございます。

議第92号、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）のこれも歳入でございますけれども、ページは46ページ、7款の諸支出金、「1,839万5,000円の減額」と説明いたしましたけれども、正しくは「1,839万8,000円の増額」でございます。

訂正しておわびいたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより本11件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第91号から議第101号までの11議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第91号から議第101号までの11議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎認第1号から認第12号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

#### ○議長（一木良一君）

日程第32、認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第33、認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第34、認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第35、認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第36、認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第37、認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第38、認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第39、認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第40、認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第41、認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、日程第42、認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第43、認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

認第1号から認第12号までの12議案について提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（山内 登君）**

ただいま一括上程されました認第1号から認第12号までの令和2年度各会計の決算は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付しております。その結果を令和3年8月20日に決算審査等意見書として報告いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、今回の審査意見書では、一般会計で2件、企業会計で1件、財務事務におきまして不適切な事案の御指摘をいただきました。これらの事案につきましては、職員全員で共有し、事務の適正に努めてまいります。

一般会計の令和2年度決算額は、歳出総額270億4,211万6,275円で、前年度と比較して37億2,690万9,749円、15.98%と大幅な増で、合併以降最高額となりました。

大幅な増となった要因は、北部学校給食センター改築事業は減となりましたが、特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策事業及び令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業及び環境施設整備事業、最終処分場でございますが、これらが大幅な増となったためでございます。

繰越財源を除いた実質収支額は12億4,037万1,848円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は6億1,807万7,443円の黒字となりましたが、財政調整基金の取崩し額を加味した実質単年度収支はマイナス4億3,349万1,557円と、前年度に引き続き赤字決算となりました。

特別会計・企業会計におきましては、いずれの会計も実質収支が黒字、資金剰余金が生じている資金は、資金、または資金不足がないため、現在のところ、健全な運営がなされていると言えます。

なお、一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、総務部長が一括で説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（一木良一君）**

次に、認第1号から認第12号までの12議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

それでは、認第1号から認第12号までの決算について御説明申し上げます。

認第1号から認第8号までは令和2年度下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

それでは、認第1号 令和2年度下呂市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。決算書の10、11ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は296億9,590万5,000円、調定額は301億

5,394万9,831円、収入済額が288億3,855万9,221円、不納欠損額が3,033万2,172円で、収入未済額は12億8,505万8,438円でございます。

続いて、14ページ、15ページをお開きください。

最下段の歳出合計です。予算現額は、歳入と同じ296億9,590万5,000円、支出済額は270億4,211万6,275円、翌年度繰越額が18億7,473万5,000円で、不用額は7億7,905万3,725円でございます。

16ページから269ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

また、特別会計につきましても同様に省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

少し飛びますが、395ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は17億9,644万2,946円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が5億5,607万1,098円で、実質収支額は12億4,037万1,848円でございます。

続いて、403ページ、404ページをお開きください。

ここからは財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物のア、総括で、土地につきましては、決算年度中増減高は7,419平方メートルの減で、決算年度末現在高は6,383万3,643平方メートルでございます。建物につきましては、延べ面積合計の決算年度中増減高、404ページの右上になりますけれども、3,692平方メートルの減で、決算年度末現在高は27万112平方メートルでございます。

最下段の(2)山林につきましては、決算年度中増減高は2万2,322平方メートルの増で、決算年度末現在高は6,173万5,701平方メートルとなります。立木の推定蓄積量の決算年度中増減高は、404ページになりますけれども、1万6,918立方メートルの増で、決算年度末現在高は60万2,172立方メートルでございます。

続いて、405ページをお開きください。

(3)有価証券の決算期間中の増減はございません。

次ページの(4)出資による権利も決算期間中の増減はございません。

407ページから411ページは物品についての調書でございます。決算年度中の増減は表のとおりでございます。

続いて、412ページをお開きください。

3. 債権の決算期間中増減高の合計は84万円の減で、決算年度末現在高は8,316万円でございます。

続いて、413ページをお開きください。

4. 基金で特定目的基金の決算期間中増減高の計は10億592万2,000円の減で、決算年度末現在

高は91億6,073万7,688円でございます。

続いて、414ページをお願いします。

(2)定額運用基金の運用状況でございますが、詳細は決算書の最終ページ、420ページに掲載しておりますので御覧をいただきたいと思えます。

続きまして、認第2号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

273、274ページをお願いします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は38億568万8,000円、調定額は38億3,172万6,431円、収入済額が37億644万817円、うち還付未済額が8,100円でございます。不納欠損額が649万8,116円で、収入未済額は1億1,878万7,498円でございます。

続いて、277、278ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ38億568万8,000円、支出済額は36億669万5,834円、翌年度繰越額はなく、不用額は1億9,899万2,166円でございます。

少し飛びますが、396ページをお願いします。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で9,974万4,983円でございます。

続いて、415ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

2. 基金のうち、上段の国民健康保険基金の決算年度中増減高は2億4,755万8,000円の増で、決算年度末現在高は5億4,241万923円でございます。下段の国民健康保険高額医療費貸付基金でございますが、運用状況につきましては、先ほど申しました決算書の最終ページ、420ページに掲載しておりますので御覧をいただきたいと思えます。

続きまして、認第3号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の296、297ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は5億5,689万5,000円、調定額は5億5,746万7,400円、収入済額が5億5,641万1,200円、うち還付未済額が10万4,700円でございます。不納欠損額はなく、収入未済額は105万6,200円でございます。

続いて、298、299ページをお願いします。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は、歳入と同じ5億5,689万5,000円、支出済額は5億4,523万8,041円、翌年度繰越額はなく、不用額は1,165万6,959円でございます。

少し飛びますが、397ページをお願いします。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額

は、同額で1,117万3,159円でございます。

続きまして、認第4号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

309ページ、310ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は2億2,929万8,000円、調定額、収入済額は、ともに2億3,561万7,061円、不納欠損額、収入未済額は、ともにございません。

続いて、311ページ、312ページをお願いします。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ2億2,929万8,000円、支出済額は2億2,317万9,421円、翌年度繰越額はなく、不用額は611万8,579円でございます。

飛びますが、398ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、同額で1,243万7,640円でございます。

続いて、416ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産は、決算年度中の増減はございません。
2. 物品は、決算年度中に食器洗浄器は更新、機械浴槽を破棄しております。

続きまして、認第5号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

328ページ、329ページをお願いします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は37億9,234万5,000円、調定額は37億2,466万8,225円、収入済額が37億1,642万9,145円、うち還付未済額が6万9,240円でございます。不納欠損額が335万900円で、収入未済額は488万8,180円でございます。

332、333ページをお願いします。

最下段の歳入合計ですが、予算現額は歳入と同じ37億9,234万5,000円、支出済額は36億1,359万3,323円、翌年度繰越額はなく、不用額は1億7,875万1,677円でございます。

399ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに1億283万5,822円でございます。

続いて、417ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 物品につきましては、決算年度中の増減はございません。
2. 基金は、介護保険基金が決算年度中に1,290万2,000円増加し、決算年度末現在高は6億180万8,741円でございます。

続きまして、認第6号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算について御説明申し上げます。

361ページ、362ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は2億7,812万8,000円、調定額、収入済額は、ともに2億7,742万6,498円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、363、364ページをお開きください。

最下段の歳出合計でございます。予算現額は、歳入と同じ2億7,812万8,000円、支出済額は2億6,953万7,242円、翌年度繰越額はなく、不用額は859万758円でございます。

少し飛びますが、400ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに788万9,256円でございます。

続いて、418ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物の土地でその他の施設（小坂診療所）につきましては、決算年度中増減高は728平方メートルの増で、決算年度末現在高は6,658平方メートルでございます。その下でその他の施設（馬瀬診療所）は、決算年度中増減高は3,716平方メートルの増で、決算年度末現在高も同じでございます。次に、建物で木造のその他の施設（小坂診療所）の決算年度中増減高は523平方メートルの増で、決算年度末現在高も同じでございます。同じく建物の木造でその他の施設（馬瀬診療所）の決算年度中増減高は323平方メートルの増で、決算年度末現在高も同じでございます。非木造につきましては、決算年度中の増減はございません。

2. 物品につきましては、尿中有形成成分分析装置を破棄しております。

3. 基金は、国民健康保険診療所基金で決算年度中増減高は5万円の増で、決算年度末現在高は5,477万3,148円でございます。

続きまして、認第7号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

378ページ、379ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は1,052万7,000円、調定額、収入済額は、ともに1,213万1,349円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、380ページ、381ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は、歳入と同じ1,052万7,000円、支出済額は959万4,823円、翌年度繰越額はなく、不用額は93万2,177円でございます。

少し飛びますが、401ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額

は、ともに253万6,526円でございます。

続いて、419ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物のうち、土地につきましては、山林が決算年度中に1万7,375平方メートル減少し、決算年度末現在高は617万1,600平方メートルでございます。宅地、建物については、決算年度中の増減はございません。

(2)山林の直営林の面積の決算年度中増減高は19万9,075平方メートルの減で、決算年度末現在高は485万2,200平方メートルでございます。分収林の決算年度中増減高は18万1,700平方メートルの増で、決算年度末現在高は131万9,400平方メートルでございます。次に、立木の推定蓄積量で、直営林の決算年度中増減高は273立方メートルの減で、決算年度末現在高は17万8,042立方メートルでございます。分収林の決算年度中増減高は927立方メートルの増で、決算年度末現在高は4万194立方メートルでございます。

(3)出資による権利及び2. 物品は、決算年度中の増減はございません。

3. 基金で下呂財産区管理運営基金の決算年度中の増減高は875万7,000円の増で、決算年度末現在高は9,897万4,655円でございます。

続きまして、認第8号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

387、388ページをお開きください。

最下段の歳入合計でございます。歳入の予算現額は1億3,438万8,000円、調定額は1億3,227万7,642円、収入済額が1億3,208万2,662円、不納欠損額はなく、収入未済額は19万4,980円でございます。

389、390ページをお開きください。

最下段の歳出合計で予算現額は、歳入と同じ1億3,438万8,000円、支出済額は1億2,721万9,784円、翌年度繰越額はなく、不用額は716万8,216円でございます。

402ページをお開きください。

令和2年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに486万2,878円でございます。

続きまして、公営企業会計につきましては、別冊の令和2年度公営企業会計決算書により御説明申し上げます。

それでは、認第9号 令和2年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。初めに、決算書の8ページ、令和2年度下呂市水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明をさせていただきます。

令和2年度については豪雨災害の影響により修繕費等が膨らみ、簡易水道事業が法適用となった昨年度に続き経常収支について3億3,263万6,000円の損失が発生し、水道事業全体として欠損

金を計上することとなりました。

また、人口の減少に伴う給水件数等の減少、さらに昨年度末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により下呂市への訪問客が大幅に減少し、旅館業態分の使用量の減などにより、給水量が前年比6.35%の減となり、営業収支は前年比5.14%減少しました。

なお、水道事業の包括的民間委託の継続により、施設管理、経営の安定化を図っており、豪雨災害により断水時には受注者であるメタウォーターや下呂市管設備組合等と連携して飲料水の配布対応を行いました。

それでは、1ページ、2ページに戻っていただきまして、令和2年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と右のページの決算額を読み上げさせていただきたいと思っております。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款水道事業収益の決算額は9億1,376万7,871円、支出の部で、第1款水道事業費用の決算額は12億5,237万5,662円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は1億8,586万885円、支出の部で、第1款資本支出の決算額は4億8,158万2,316円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の3ページから7ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

8ページ以降につきましては、先ほど御説明申し上げました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第10号 令和2年度下呂市下水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の32ページをお開きください。

令和2年度下呂市下水道事業報告書でございます。

#### 1. 概況の総括事項を簡略に御説明申し上げます。

平成28年度に策定した下水道事業経営戦略に基づいた経過的な投資財政計画により、健全な経営を目指しています。

また、令和2年度から地方公営企業会計に移行し、資産や負債の状況や収益、費用を把握することが可能となり、これらにより事業の効率化や健全な財政運営につなげていく必要があります。

収益的収支の状況は、事業収益から事業費用を差し引き、3,138万1,816円の純利益となりました。

26ページ、27ページに戻っていただきたいと思っております。

令和2年度下呂市下水道事業決算報告書でございます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款下水道事業収益の決算額は22億3,150万672円、支出の部で第1款下水道事業費用の決算額は22億4,418万3,188円でございます。

その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で第1款資本的収入の決算額は4億2,679万8,500

円、支出の部で第1款資本的支出の決算額は12億668万7,434円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

28ページから31ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

32ページ以降につきましては決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第11号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の66ページをお開きください。

令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告書でございます。

1. 概況の総括事項を簡略に説明させていただきます。

令和2年度については、昨年度から続くコロナウイルスの流行から4月、5月をほぼ休村するなど、大変厳しい状況となり、一時的に持ち直す時期もございましたが、昨年度の半分以下の入場者数となりました。

営業収支については、入場者数の減により営業収益が大きく減少し、営業・営業外を合わせた収支は3,859万5,903円の損失となりました。

また、令和2年5月には元職員による売上高等2億6,500万円余の着服が発覚し、本決算において処理を行いました。

それでは、59ページ、60ページに戻っていただきたいと思えます。

令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書でございます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款事業収入の決算額は2億2,102万6,940円、支出の部で、第1款事業費用の決算額は4億3,418万9,859円でございます。

その下で(2)資本的収入及び支出は、決算額はございません。

以上が決算報告関係でございます。

61ページから65ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

66ページ以降は決算附属書類でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、認第12号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について説明申し上げます。

決算書の85ページをお開きください。

令和2年度下呂市立金山病院事業報告書でございます。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

収益の面では、内科・外科医師各1名が増員となり、他病院等との連携の充実を図りながら病床利用率向上を目指すとともに、病状に合わせた病床の有効活用に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による受診抑制などにより患者が大きく減少し、大きな減収となりました。この減収に対しては国から運転資金として9,920万円の特別減収対策企業債の借入れを行いました。

なお、制度改正により、平成26年度から市からの出資金を長期前受金として負債に整理をして

いましたが、資本金として整理することが正しいことが判明したため、修正処理を行いました。

患者数を見ると、入院患者数は延べ1万9,460人で、前年度比1,355人の減、外来患者数は延べ3万2,240人で、前年度比5,583人の減となりました。

78ページ、79ページに戻ってください。

令和2年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書でございます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款病院事業収益の決算額は13億5,279万7,332円、支出の部で、第1款病院事業費用の決算額は17億1,256万4,832円でございます。

その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は1億5,059万4,600円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1億9,713万4,725円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

80ページから84ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

85ページ以降につきましては決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認第1号から認第12号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。認定のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

ただいま説明のありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

#### ○監査委員（都竹基己君）

謹んで御説明申し上げます。

令和2年度下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を御覧ください。

まず、1ページをお願いいたします。

第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、省略させていただきます。

なお、第4.審査の着眼点で記載のとおり、法令に適合し、計数が正確であるか確認し、補正を含む予算が適正に執行されたか、予算の執行が効果的であったかに着目しております。

2ページの第7.審査の結果として、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。

なお、予算の執行及び関連する事務処理において、2件の改善すべき事項が認められました。一般会計及び特別会計の決算の概要と意見については、次ページ以降に掲載しております。

3ページをお開きください。

決算の概要と総括でございます。

令和2年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入決算総額374億7,509万7,953円、歳出

決算総額は354億3,717万4,743円でございます。

下段の表は、各会計の決算額でございます。

一般会計の歳入総額は288億3,855万9,221円、対前年度比19.9%増でございます。歳出総額は270億4,211万6,275円、対前年度比16.0%の増であります。

特別会計の歳入総額が86億3,653万8,732円、対前年度比21.5%減でございます。歳出総額は83億9,505万8,468円、対前年度比19.8%減であります。これは下水道事業特別会計が令和2年度から公営企業会計に移行されたことによるものであります。

4ページからは財政指標の状況を記載しております。

8ページには市債現在高の状況を記載しておりますので御覧ください。

10ページからは一般会計歳入歳出決算状況を記載しております。

さらに、14ページから24ページまでは款別歳入決算状況を記載しております。

25ページから29ページまでは款別歳出決算状況を記載しております。

30ページからは7特別会計の決算状況でございます。

41ページには実質収支に関する調書、財産に関する調書を記載しておりますので御覧ください。

45ページからは結びとしております。

令和2年度の決算では特徴が3点ございます。1点は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業であります。2点目は、令和2年7月豪雨関連事業であります。3点目は、下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したこと、この3点であります。

新型コロナウイルス感染症の影響から入湯税が減少し、個人市民税や固定資産税の徴収猶予などから自主財源が減となっております。

一方、国庫補助金、そして特別定額給付金事業補助金31億6,000万円余り、これは市民1人当たり10万円給付されたものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が7億7,000万円余りございました。

また、激甚災害に指定されました7月豪雨を受け、特別交付金が9億8,000万円余りとなり、予算規模、決算規模とも大きくなっております。

同時に、財政調整基金を実質10億5,000万円余り取り崩しております。このため、実質単年度収支は4億3,000万円余り赤字となりました。

財政調整基金の現在高は44億7,000万円となりましたが、基金を効果的に使い、危機事案とも言える新型コロナウイルス感染症や7月豪雨に対処されたと評価しておるところでございます。

ふるさと寄附金でございますが、4億円近い額で、昨年度の倍であります。特筆すべきことであります。

また、市が所有する60施設について新電力会社に契約を徐々に切り替えることによりまして、切替え前でございます平成25年度に比べ4,700万円余り電気料金の削減につながっております。

一方、不納欠損金額は3,000万円余りであり、依然として高額であります。債権管理室に送られる事案も多く、負担の公平性の観点からも収納率の向上に向け努力をお願いしたいと思います。

マイナンバーカード交付率は、令和3年3月末で34.01%と、県下の市町村の中でも上位の普及率であります。個人情報保護について市民に十分説明するとともに、職員の負担、行政経費削減の観点からもデジタル化を推進する必要があります。

また、清掃施設「クリーンセンター」は、今後20年を待たず更新となります。循環型社会形成の推進を踏まえた施設の規模、用地等々の問題がありますが、整備基金の積立てを含め準備していただきたい。

7 特別会計については、歳入総額86億3,000万円余りに対し、12億円余り一般会計から繰入れがございます。国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業等、いずれも市民の健康に関わる重要な事業であります。今後、人口減少による受益者負担の減、高齢化の進展による給付費、サービス事業費の増加が見込まれます。生活習慣病予防事業、介護予防事業等の進展を図りたい。

次に、令和2年度下呂市基金運用状況審査意見書についてであります。

55ページの第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、省略させていただきます。

55ページに第7. 審査の結果として、審査に付された令和2年度の基金の運用状況に関する調書の計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況は、いずれも妥当と認められました。

次に、令和2年度下呂市公営企業会計決算審査意見書についてであります。

1 ページを御覧ください。

第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、省略させていただきます。

なお、第4. 審査の着眼点に記載しましたが、審査に当たり、法令に適合し、計数が正確であるかを確認し、公営企業として経済性を発揮しているか、公共の福祉を増進するように運営されているかに着目いたしました。

第7. 審査の結果として、審査に付された決算報告書、財務諸表、附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当事業の当年度の経営状況及び当年度末現在の財務状態を適正に表示しているものと認められました。なお、予算の執行及び関連する事務処理について、2件の改善すべき事項が認められました。

次ページ以降は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業決算の概要でございます。

まず、下呂市水道事業会計決算についてでございますが、2ページから記載してございます。

4ページに用途別給水状況がございまして、旅館・保養所用は、観光客の減少に伴い、激減しております。

また、2ページに戻っていただきますと、給水の状況の最下段に有収率が記載してあります。これは浄水場から各家庭、各事業所の水量器、給水メーターでございまして、これに届いた水量

の率でございます。65.71%となっております。これは、上水道、簡易水道合わせて569キロメートルに及ぶ管路の老朽化が進み、漏水が発生していることが主な原因であります。

9ページの上段に料金回収率が記載してありますが、上水道76.0%、簡易水道56.4%であります。簡易水道で申せば、水道料金56円40銭頂くのに100円の経費がかかっているということでございます。これには先ほど見ていただきました有収率も影響しております。

12ページからは結びとしております。

水道事業は、次に述べる下水道事業とともに、日々の市民生活を支える重要な事業であります。かつてイスラエルの作家、イザヤ・ベンダサンは、日本人は水と安全はただだと思っているというふうに書いております。ただではありません。水の供給には莫大な経費がかかっております。企業債残高36億5,000万円余り、一般会計から繰入金が1億9,000万円余りであります。安定供給を続けるため、管路の調査、計画的な更新、料金体系や料金水準の見直しを進められたい。

次に、下水道事業会計決算でございますが、14ページから記載してございます。

15ページ上段に用途別汚水処理状況の旅館・保養所用の有収水量が記載してございますが、昨年度に比べて半分以下となっております。

18ページの下段の表は、経費回収率も記載しております。先ほどの水道事業の料金回収率と同じ意味であります。この下水道事業にとっては31.6%、大半を一般会計からの繰入金で賄っていることになるわけであります。

管路は398キロメートルに及び、施設の老朽化も大きな問題であります。

21ページからは結びとしております。

企業債残高101億円余りであります。また、一般会計からの繰入金14億8,000万円余りで、交付税措置はあるものの一般会計財政運営に大きな影響があります。

令和2年度から公営企業会計に移行し、一層経営成績、財務内容が明らかになっております。今後の経営計画を立て、経営改善に向けて努力していただきたいと思っております。

次に、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算についてでございますが、22ページから記載してございます。

22ページ上段に記載のとおり、入場者数は8万4,000人余りと、令和元年度に比べ11万3,000人ほど減少しております。これが全ての分析に跳ね返っております。

28ページからは結びとしております。

昨年5月に発覚した着服事件、着服額2億6,527万2,905円を過年度損益修正損として特別損失に計上し、過年度に計上された架空の経費科目を正常に戻すため、特別利益を過年度損益修正益として9,075万8,392円を計上しております。

現金預金残高は1,522万4,096円で、コロナ禍の中で厳しい経営が続いております。

かやぶき屋根の修復も先延ばししておりますが、今後にかやぶき屋根ふき替え工事に多額の経費がかかります。経営を圧迫することが懸念されることから、方法も含め今後検討していただきたいと思っております。

今日まで下呂温泉合掌村事業会計は一般会計からの繰入れなしで、言わば独立採算が取れている会計であります。新型コロナウイルス感染症が終息すれば、魅力ある観光施設として十分期待できるだけに今日の厳しい環境を乗り越えていただきたいと思います。

最後に、下呂市立金山病院事業会計決算についてでございますが、30ページから記載してございます。

32ページ上段に診療科別患者数が記載してございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受診控え、健康診断業務の一時停止などで、特に内科、小児科で大幅な減となっております。

38ページからは結びとしております。

大幅な収益の減少に対応するため、国から運転資金として9,920万円の特別減収対策企業債を借り入れして対応しており、非常に厳しい状態となっております。

また、磁気共鳴画像装置（MR I）の更新が行われ、取得費は9,800万円余りで、その約50%が企業債発行で賄われております。

今後、僻地拠点病院としての役割も含めた地域医療の在り方、経営の効率化など、課題に取り組んでいただきたいと思います。

なお、特別損失2億3,000万円余りを計上しておりますが、地方公営企業法の改正により、平成26年度から市からの出資金を長期前受金として負債科目に計上していたものを資本金（繰入資本金）とし、企業債償還の都度、長期前受金戻入として、営業外収益として計上したものを修正処理したものでございます。

以上が令和2年度下呂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算に係る意見でございます。

市の事業は多岐に及び緊急を要するものもありますが、公金であります。公平性、透明性、経済性、効果を確保しなければなりません。入札から完成検査に至るまで法令に従い、しっかりした手続を取る。引き続き、担当する職員はもとより、事業者の方々の御理解をお願いいたします。

また、金山病院のMR I導入など特殊な分野では、巨大医療機器メーカーと機器取得及びその後のメンテナンス契約を結ぶことになります。

一方、市内には各分野で活躍する数多くの事業者、専門家がおられます。今後とも一層技能を磨いていただき、下呂市事業に参画をお願いしたいと存じます。職員、私どもも同様でございます。

以上をもって説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（一木良一君）**

ここで総務部長より発言の訂正がありますので、これを許可いたします。

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

発言の訂正をさせていただきます。

先ほどの決算の認定でございますけれども、下呂財産区特別会計決算認定、認第7号でござい

ますけれども、419ページの財産に関する調書のところの(2)の山林の分収林の立木の推定蓄積量のところ、直営林の決算年度中増減高を「273立方メートル」と読みましたけれども、正しくは「277立方メートル」でございます。

もう一点、公営企業会計、認第9号、下呂市水道事業会計決算の認定についてでございます。1ページ、2ページのところで決算報告をさせていただきました中の水道事業収益の決算額「9億1,376万7,871円」と説明いたしましたけれども、正しくは「9億1,354万7,976円」のほうが正しいものでございます。

もう一点、最後になりますけれども、下呂市立金山病院事業会計決算報告書でございます。これにつきましても、78、79ページの病院事業収益の決算額を「13億5,279万7,332円」と説明しましたけれども、正しくは「13億5,297万7,332円」が正しいものでございます。

おわびして訂正いたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。認第1号から認第12号までの12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第12号までの12議案について決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

#### ○議長（一木良一君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月14日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時18分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月2日

議 長 一 木 良 一

署名議員 10番 伊 藤 巖 悟

署名議員 12番 吾 郷 孝 枝